

第80回 定時株主総会

招集ご通知

2021年4月1日 ▶ 2022年3月31日



2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）



東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン4階
「桜」の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

お願い

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただきまして、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、議決権は事前に郵送またはインターネットによりご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日のお土産のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 T & K TOKA

証券コード 4636



目次

■ 第80回定時株主総会招集ご通知	01
■ 株主総会参考書類	06
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	
（提供書面）	
■ 事業報告	24
■ 連結計算書類	41
■ 計算書類	43
■ 監査報告書	45

株 主 各 位

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1

株式会社 T & K T O K A

代表取締役社長 増 田 至 克

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2022年6月24日（金曜日）午前10時**
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階「桜」の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項 **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

株主の皆様へのお願い

- 株主総会会場においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じますが、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、議決権は事前に郵送または電磁的方法（インターネット）によりご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご来場される場合のお願い

- 感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。そのため、座席数の関係上、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 当日は、受付前に検温を実施いたします。なお、会場内でのマスク着用等の感染防止にご協力いただけない方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点からご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開催時期が変更されることがあります。新型コロナウイルスへの新たな対応その他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。必ず下記URLをご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 当日ご出席の際は、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状等代理権を証明する書類を会場受付へご提出ください。
3. 事業報告の「株式に関する事項」「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。
4. 本株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.tk-toka.co.jp>

議決権行使についてのご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面または電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

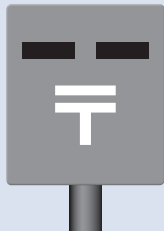


株主総会への出席による議決権の行使

株主総会日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

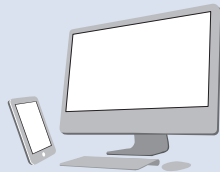
議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状等代理権を証明する書類を会場受付へご提出ください。



書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期間に到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットによる議決権の行使の詳細につきましては次ページをご参照ください。



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524** (9:00~21:00)

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

事前質問の受付と株主総会のオンデマンド配信のご案内

株主の皆様からの、第80回定時株主総会への事前のご質問を受け付けいたします。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきましては、当日議場の質疑応答のお時間に可能な限り回答させていただくとともに、後日、当社ウェブサイトにて取り上げさせていただく予定です。

ご質問を希望される株主様は、以下の「事前質問の方法」をご覧ください。当社ウェブサイトのお問い合わせフォーム、または郵送にてご質問ください。（運営の都合上、全てのご質問に回答できない場合がございます。また、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。）

また、株主総会当日の様様をご視聴いただけるよう、総会終了後、一定期間、当社ウェブサイトにてオンデマンド配信を行います。ご視聴方法は以下の「オンデマンド配信視聴方法」をご覧ください。

事前質問の方法

■ ウェブサイトでのご質問

下記URLのお問い合わせフォーム『IR・CSRに関するお問い合わせ』より、必須項目をご入力いただいた後、『お問い合わせやご質問』欄に、議決権行使書用紙に記載の株主番号を必ずご入力の上、200文字以内でご質問内容をご入力ください。

<https://www.tk-toka.co.jp/request/req6/>

■ 郵送でのご質問

「議決権行使書用紙」に記載されている株主番号、株主様の氏名及び200文字以内でご質問内容をご記入の上、以下の郵送先までご郵送願います。

【郵送先】〒354-8577 埼玉県入間郡三芳町竹間沢283-1 「株式会社T&K TOKA 株主総会窓口」

■ 受付期限

2022年6月10日（金曜日）到着分まで

オンデマンド配信視聴方法

■ 視聴方法

当社ウェブサイト「株主総会招集通知等」のページにてご視聴いただけます。

<https://www.tk-toka.co.jp/corp/ir/shareholder.html>

■ 公開期間

2022年6月27日（月曜日）午後1時 ～ 2022年7月11日（月曜日）を予定しております。

ご留意事項

■ 事情によりオンデマンド配信ができなくなった場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

■ ご質問やご視聴いただくための各種通信料金は、株主様のご負担となります。

■ オンデマンド配信の録画映像には、質疑応答の部分は含まれませんので、ご了承ください。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当につきましては連結配当性向30%以上を目安に長期的・安定的な配当を維持し、業績に応じた利益還元とすることを基本方針としております。

今後の事業展開等を勘案して当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は676,584,780円となります。なお、2021年12月に中間配当として1株につき金10円をお支払いしておりますので、通期では1株につき金40円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附 則)</p> <p>第1条 <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席状況
1 再任	ます だ よし かつ 増 田 至 克	代表取締役社長	93% (15回/16回)
2 再任	なか ま かず ひこ 中 間 和 彦	取締役	100% (16回/16回)
3 再任	くり もと りゆう いち 栗 本 隆 一	取締役	100% (16回/16回)
4 再任	たか み ざわ あき ひろ 高 見 沢 昭 裕	取締役	100% (12回/12回) (注1)
5 新任	せき ね ひで あき 関 根 秀 明		(注2)
6 新任 社外 独立役員	は やま さい らん 葉 山 彩 蘭		(注2)
7 新任 社外	いわ もと しん てつ 岩 本 信 徹		(注2)

- (注) 1. 取締役高見沢昭裕氏は、2021年6月18日開催第79回定時株主総会にて選任されたため、取締役会出席状況が他の取締役とは異なります。
2. 現在、取締役ではないため、該当事項はありません。

候補者
番号

1

ます だ よし かつ
増 田 至 克

再任



生年月日

1968年11月26日生

取締役会への出席回数

15回/16回

所有する当社の株式数

606,370株

略歴、当社における地位、担当

1996年 3月 当社入社
2004年 4月 管理本部本部長
2004年 6月 取締役管理本部本部長
2006年 6月 常務取締役管理本部本部長兼品質保証室室長
2007年 6月 代表取締役社長（現任）
2020年10月 経営全般、経営企画部・内部監査室管掌
2021年 6月 経営全般、経営企画部・内部監査室・財務部・IT統括部・総務部管掌
2022年 6月 経営全般、経営企画部・内部監査室担当（現任）

取締役候補者とした理由

増田至克氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しております。2007年6月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、引き続き、知見を活かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

なか ま かず ひこ
中 間 和 彦

再任



生年月日

1967年2月14日生

取締役会への出席回数

16回/16回

所有する当社の株式数

10,210株

略歴、当社における地位、担当

1989年 4月 当社入社
2007年 1月 杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）技術総監
2011年 4月 技術本部研究第一グループチーフリーダー
2015年 6月 取締役技術本部研究第一グループチーフリーダー
2017年 6月 取締役技術本部本部長兼研究第一グループチーフリーダー
2018年 4月 取締役技術本部本部長
2020年10月 取締役インキ事業統括本部統括本部長（現任）
物流部・調達部・品質保証部管掌
2021年 4月 調達部・品質保証部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

中間和彦氏は、入社以来、長年にわたり研究開発業務に携わり、杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）技術総監を務め、取締役就任の後は技術本部本部長、2020年10月からはインキ事業統括本部統括本部長として企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

3

くりもと りゅういち

栗本隆一

再任



生年月日

1964年3月20日生

取締役会への出席回数

16回/16回

所有する当社の株式数

8,534株

略歴、当社における地位、担当

1987年4月 当社入社
2007年4月 東京支店支店長
2010年7月 東華油墨国際（香港）有限公司総経理
2014年6月 取締役営業本部本部長
2017年4月 取締役営業本部本部長兼営業二部部长
2020年6月 取締役営業本部本部長
2020年8月 取締役海外事業統括部部长
2020年10月 取締役海外インキ営業統括部統括部長兼海外グループ管理部部长
2021年4月 取締役インキ事業統括本部統括副本部長
2022年6月 取締役管理統括本部統括本部長（現任）

重要な兼職の状況

2016年5月 東華油墨国際（香港）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

栗本隆一氏は、入社以来、長年にわたり営業業務に携わり、東京支店支店長、東華油墨国際（香港）有限公司総経理を務め、当社取締役就任の後は営業本部本部長、2020年10月からは海外インキ営業統括部統括部長、2021年4月よりインキ事業統括本部統括副本部長として企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

たかみざわあきひろ

高見沢昭裕

再任



生年月日

1970年2月24日生

取締役会への出席回数

12回/12回

所有する当社の株式数

2,573株

略歴、当社における地位、担当

1994年9月 当社入社
2008年3月 杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）総経理
2021年4月 インキ事業統括本部海外インキ営業統括部統括部長
2021年6月 取締役インキ事業統括本部海外インキ営業統括部統括部長（現任）

取締役候補者とした理由

高見沢昭裕氏は、入社以来、長年にわたり海外業務に携わり、杭華油墨化学有限公司（現 杭華油墨股份有限公司）総経理を務め、事業拡大や経営の基盤の整備においてリーダーシップを発揮しました。2021年4月より海外インキ営業統括部統括部長として企業価値の向上に貢献しており、今後も豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

せき ね ひで あき
関 根 秀 明

新任



生年月日

1968年12月24日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当

1991年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2009年4月 株式会社みずほ銀行 板橋支店副支店長
2012年7月 同行 小山支店支店長
2016年4月 同行 川越支店支店長
2019年4月 同行 千束町支店支店長
2021年6月 当社に出向、同年7月より財務部部長
2021年12月 株式会社みずほ銀行退職
2022年1月 当社入社 財務部部長
2022年6月 管理統括本部統括副本部長兼財務部部長（現任）

取締役候補者とした理由

関根秀明氏は、長年にわたる金融機関での勤務経験により、金融・会計・財務の分野における専門的知見を有しております。2021年7月より財務部部長として企業価値の向上に貢献しており、今後は豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

6

は やま さい らん
葉 山 彩 蘭

新任 社外

独立役員



生年月日

1964年8月6日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当

1986年7月 日本航空株式会社入社（1989年9月退職）
1992年4月 株式会社マルマン入社（1993年7月退職）
1994年4月 日本放送協会入社（2000年3月退職）
2004年4月 関東学院大学 経済学部 非常勤講師（2006年3月退任）
2005年8月 Temple University Japan Campus Adjunct Lecturer
（2009年4月退任）
2006年4月 淑徳大学 国際コミュニケーション学部 専任助教授
淑徳大学大学院 国際経営・国際文化研究科 専任助教授
2011年4月 同学部 専任教授
同研究科 専任教授
2012年4月 淑徳大学 経営学部 専任教授（現任）
2017年4月 法政大学 グローバル教養学部 兼任講師（現任）
2019年9月 日本経営倫理学会 副会長（現任）

重要な兼職の状況

2012年4月 淑徳大学 経営学部 専任教授
2017年4月 法政大学 グローバル教養学部 兼任講師
2019年9月 日本経営倫理学会 副会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

葉山彩蘭氏は、淑徳大学経営学部専任教授を務めており、企業の社会的責任（CSR）やグローバル経営に関する専門的知見を有しております。過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、CSR視点の反映により、経営の透明性、健全性を高め、企業価値向上への貢献が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号
7

いわもと しん てつ
岩本 信 徹

新任 社外



生年月日

1970年10月5日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当

1994年11月 株式会社キョウデン入社
 1995年 5月 同社 総合経営企画室室長、会長秘書
 2002年 6月 同社 執行役員（2015年12月退職）
 2005年 6月 シグマ・ゲイン株式会社 代表取締役社長
 2006年 8月 同社 取締役（2006年11月退任）
 2007年 8月 KNTV株式会社 代表取締役社長
 2007年11月 同社 取締役（2008年 5月辞任）
 2018年 2月 株式会社Sedibus Corporate Advisory設立、代表取締役（現任）
 2019年 3月 株式会社マイク・グレー 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

2018年 2月 株式会社Sedibus Corporate Advisory 代表取締役
 2019年 3月 株式会社マイク・グレー 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩本信徹氏は、上場企業において長年にわたり経営企画・M&A・事業再生及び企業経営に携わり、企業価値の向上に係る幅広い知識と経験を有しております。当社の経営の監督機能、意思決定機能を強化することを通じて企業価値の向上に貢献されることが期待されるため、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 葉山彩蘭氏及び岩本信徹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 葉山彩蘭氏及び岩本信徹氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の填補を対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（36ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 葉山彩蘭氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出する予定であります。
6. 監査等委員会の取締役候補者の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績、あるいは見識、経験、能力等の観点から当社の取締役として適任であると判断いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役木田卓寿氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者

きむらひであき

木村英明

新任

社外

独立役員



生年月日

1962年2月4日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当

1994年4月 東京弁護士会登録

1994年4月 中村光彦法律事務所入所（2000年9月退職）

2000年10月 四谷東法律事務所開所（現任）

2020年4月 東京弁護士会副会長（2021年3月退任）

2020年4月 日本弁護士連合会常務理事（2021年3月退任）

2022年4月 中央大学大学院 法務研究科（法科大学院） 客員教授（現任）

重要な兼職の状況

2000年10月 四谷東法律事務所 弁護士

2022年4月 中央大学大学院 法務研究科（法科大学院） 客員教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木村英明氏は、法律家としての専門的知見・経験を有しております。過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、経営から独立した視点が、当社の経営の監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に活かされ、経営の透明性、健全性の確保を通じて企業価値の向上と取締役会の監督機能の強化に貢献されることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 木村英明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村英明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村英明氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の填補を対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（36ページを参照）に記載のとおりであります。木村英明氏の選任が承認された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 木村英明氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)**【取締役の選任に関する方針と手続】**

当社は、取締役候補の選任を行うに当たっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社の取締役として相応しい優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を指名しています。

社外取締役を含む指名委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定されます。

【独立役員選任基準】

1. 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 就任前の10年以内において、当社グループ（当社及び当社の関係会社をいう、以下同じ）の業務執行者（業務執行取締役及び従業員をいう、以下同じ）でないこと
 - (2) 就任前の3年以内において、当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与でないこと
 - (3) 就任前の3年以内において、当社の大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）またはその業務執行者でないこと
 - (4) 就任前の3年以内において、当社グループの主要な取引先（当社グループとの取引において、支払額または受取額が当社グループまたは取引先グループの連結売上高の2%以上を占めている企業）の業務執行者でないこと
 - (5) 就任前の3年以内において、当社グループの会計監査人に所属する者でないこと
 - (6) 就任前の3年以内において、当社グループから役員報酬以外に、専門的な助言やサービスなどに対して年間1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を受領している弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタント等専門的サービスを提供している者でないこと
 - (7) 就任前の3年以内において、当社グループとの間で、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者でないこと
 - (8) 就任前の3年以内において、当社グループが年間1,000万円以上の寄付、融資、債務保証を行っている先またはその出身者でないもの
 - (9) 就任前の3年以内において、当社の連結総資産額の5%を超える金額の借入先及びその関係会社の重要な業務執行者でないこと
 - (10) 独立役員の確保に係る企業行動規範の精神に照らし、実質的に一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者であること
 - (11) 近親者（配偶者、2親等以内の親族）も併せて上記（1）～（10）に該当すること（重要でない者を除く。）
2. 独立役員の通算の在任期間は、8年間を超えないことを要する。

【第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合の取締役の体制】

当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりです。

	氏名	特に専門性を発揮できる分野						指名委員会	報酬委員会
		ESG・経営戦略	法務・コンプライアンス	生産・研究開発	事業戦略・マーケティング	財務・会計	人事・労務・人材開発		
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	増田 至克	●						●	●
	中間 和彦			●				●	
	栗本 隆一				●			●	
	高見沢 昭裕	●			●			●	
	関根 秀明					●			
	葉山 彩蘭 社外 独立役員	●						●	
	岩本 信徹 社外	●			●				
監査等委員である取締役	大高 健司 社外 独立役員	●			●		●	●	●
	野口 郷司 社外 独立役員	●				●	●	●	
	英 公一 社外 独立役員	●	●			●			●
	木村 英明 社外 独立役員		●				●	●	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び本議案を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「譲渡制限付株式」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、以下のとおり、新たに信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いしたいと存じます。

なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額（年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな株式報酬を、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して支給するというものです。なお、本議案が原案のとおり承認可決された場合には、「譲渡制限付株式」及び「株式報酬型ストックオプション」の報酬枠は廃止し、以降（ただし、「譲渡制限付株式」については2022年3月期における職務執行の対価としての金銭報酬債権の支給及びこれを現物出資財産とする株式の付与を行った後）、これら報酬枠に基づく報酬等の支給は行わないものとしします。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、当社は、2022年5月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を招集ご通知22ページから23ページに記載のとおり定めております。本議案は当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっております。以上より、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき付与するポイントは、固定ポイント及び業績連動ポイントの2種類です。

固定ポイントは、固定ポイント期間中に在任する取締役に対して、役位等に応じて付与します。当初の固定ポイント期間は、本定時株主総会日の翌日から2025年開催の定時株主総会日までの3年間とします。

業績連動ポイントは、業績連動ポイント期間中に在任する取締役に対して、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与します。当初の業績連動ポイント期間は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とします（以下、固定ポイント期間及び業績連動ポイント期間を総称してまたは個別に「対象期間」といいます。）。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	<固定ポイント期間> 本定時株主総会日の翌日から2025年開催の定時株主総会日まで <業績連動ポイント期間> 2023年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	<固定ポイント見合いの当社株式の取得資金> 固定ポイント期間につき金108百万円 <業績連動ポイント見合いの当社株式の取得資金> 業績連動ポイント期間につき金129百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	固定ポイント： 1事業年度あたり50,700ポイント 業績連動ポイント： 当初の業績連動ポイント期間（3事業年度）に183,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	固定ポイント： 役位等に応じたポイントを付与 業績連動ポイント： 役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、当初の信託期間を約3年間、下記(3)③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。その上で、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、固定ポイント見合いの当社株式の取得資金については固定ポイント期間に金108百万円、業績連動ポイント見合いの当社株式の取得資金については業績連動ポイント期間に金129百万円をそれぞれ上限とする金銭を各対象期間中に在任する取締役に対する報酬として本信託に信託します(注1)。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注1：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、各対象期間満了の際に、当社の取締役会の決定により、新たな固定ポイント期間、業績連動ポイント期間をそれぞれ設定する(注2)とともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、新たに設定した当該各対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金(注3)を本信託に追加信託し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。当該各対象期間満了以降についても同様とします。

注2：一の固定ポイント期間は、定時株主総会日の翌日からその5年後の定時株主総会の日までの期間を上限とする期間とし、一の業績連動ポイント期間は、5事業年度以内の期間を上限とする期間とします。

注3：固定ポイント見合いの当社株式の取得資金としては当該固定ポイント期間の年数に金36百万円を乗じた金額、業績連動ポイント見合いの当社株式の取得資金としては当該業績連動ポイント期間の事業年度数に金43百万円を乗じた金額をそれぞれ上限とします。

また、上記のように対象期間を延長して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、固定ポイント及び業績連動ポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、固定ポイントについては1事業年度あたり50,700ポイント、業績連動ポイントについては3事業年度あたり183,000ポイントをそれぞれ上限とします(注4)。

注4：上記(2)のとおり新たな業績連動ポイント期間を設定する場合には、業績連動ポイントについては、各業績連動ポイント期間につき、その事業年度数に61,000を乗じた数のポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続きに従い、当社株式の交付を受けます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手続きを行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金した上で、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(ご参考)

取締役の報酬等の決定方針

当社は、本招集ご通知37ページから38ページに記載の取締役の報酬等の決定方針に代わる、新たな決定方針として、2022年5月10日に以下の事項を取締役会で決議しております。

【取締役の報酬等に関する基本方針】

当社の取締役の報酬は、短期の業績達成及び中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬は金銭報酬としての基本報酬、賞与及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役については職務に鑑み、基本報酬のみとする。

1. 個人別の報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く。)の額またはその算定方法の決定に関する方針
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、役位・役職による職責を踏まえた競争力のある報酬水準を設定することで優秀な人材を確保するため、役位によって決まる報酬テーブルに基づき決定する月例の固定報酬とする。
2. 個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬は、短期インセンティブとしての賞与の他、長期インセンティブとして、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に株式交付信託による株式報酬とし、役位及び業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて支給する。

<業績指標>

2023年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率

2024年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率

2025年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率、自己資本利益率 (ROE)

<目標値>

目標となる値は、中期経営計画の当該年度の計画値及び目標値とし、環境変化に応じ報酬委員会の答申を踏まえて見直すことを妨げない。

<支給時期>

賞与：各事業年度定時株主総会終了後2ヶ月以内

株式報酬：原則退任時

3. 個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式交付信託による株式報酬とし、3年間237百万円を上限に役位及び業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて、原則退任時に交付するものとする。
4. 報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針
報酬等の額は役位に応じて高める設定とする。業績連動報酬の額及び非金銭報酬等の額の個人別の報酬等に対する割合は、役位に応じて高める設定とする。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議する。報酬委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決議する。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)**1. 企業集団の現況****(1) 当連結会計年度の事業の状況**

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況がワクチン接種の進捗や経済対策の効果などにより、先進国を中心に全体としては持ち直しの動きが続いたものの、当社グループの事業環境は、世界的なサプライチェーンの混乱や原材料の需給バランス悪化による調達面での制約、価格高騰の継続など、先行き不透明な状態で推移しました。このような状況において、当社グループはグループ会社間の連携強化や仕入先企業のご協力のもと、製品の供給継続を最優先とした事業運営を行ってまいりました。

この結果、当社グループの業績は、売上高は444億56百万円（前年同期比5.3%増）となりました。新型コロナウイルス感染症対策による経済活動の制約が徐々に緩和され、UVインキを中心とした印刷インキや硬化剤の販売が国内外向け共に堅調に推移しました。一方、液晶ディスプレイ関連市場向けの特殊UVインキの販売は、パネルメーカー各社の生産調整の影響により前連結会計年度を下回りました。

営業利益は、2億28百万円（前年同期比14.8%増）となりました。当連結会計年度を通じて原材料及び物流コスト増加の影響を受けましたが、継続的に販売価格の改定に取り組んだことに加え、高付加価値製品の販売が堅調に推移しました。また、外部倉庫利用の縮減やDXの推進と併せた受注部署の集約を行い、コスト増加の影響緩和に努めましたが、インドネシア連結子会社の売掛債権に係る貸倒引当金繰入額を計上したことにより利益を押し下げました。

経常利益は、19億92百万円（前年同期比83.1%増）となりました。持分法による投資利益や為替差益の増加によるものです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、26億51百万円（前年同期比100.4%増）でした。香港及び韓国の連結子会社の固定資産売却益を特別利益に計上したため、増益となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
44,456百万円 前年同期比5.3%増	228百万円 前年同期比14.8%増	1,992百万円 前年同期比83.1%増	2,651百万円 前年同期比100.4%増

なお、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントは単一セグメントとなることから、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、27億18百万円でした。その主なものは、埼玉工場生産設備7億72百万円及び韓国特殊インキ工業株式会社の新営業所の取得等13億86百万円、浙江迪克東華精細化工有限公司の工場建設等3億48百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当期末において、当該契約に基づく実行残高は32億円でありませ

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

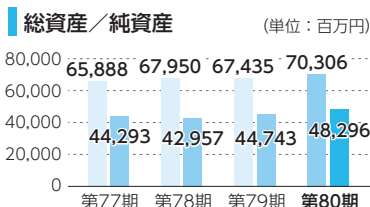
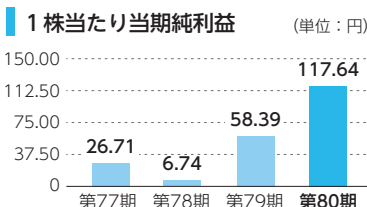
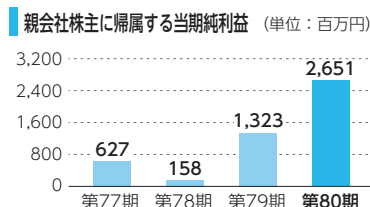
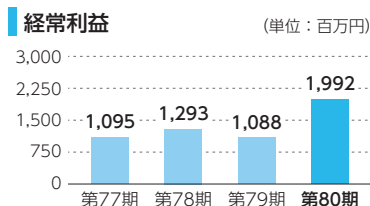
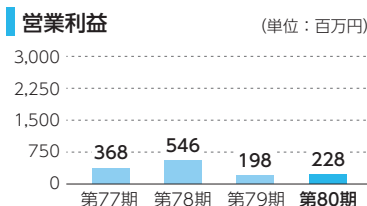
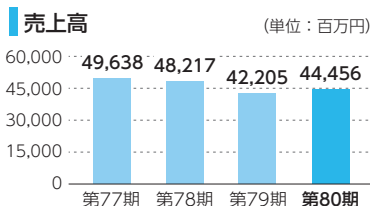
(2) 財産及び損益の状況

当連結会計年度ならびに過去3期の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)	第79期 (2021年3月期)	第80期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	49,638	48,217	42,205	44,456
営業利益 (百万円)	368	546	198	228
経常利益 (百万円)	1,095	1,293	1,088	1,992
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	627	158	1,323	2,651
1株当たり当期純利益 (円)	26.71	6.74	58.39	117.64
総資産 (百万円)	65,888	67,950	67,435	70,306
純資産 (百万円)	44,293	42,957	44,743	48,296

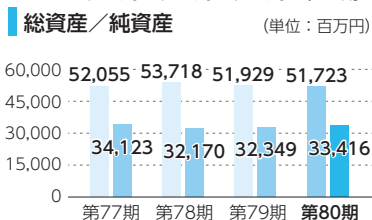
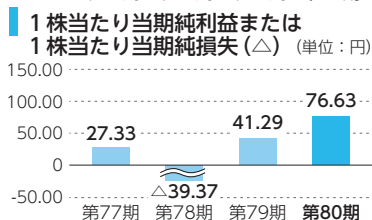
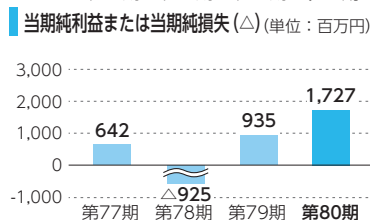
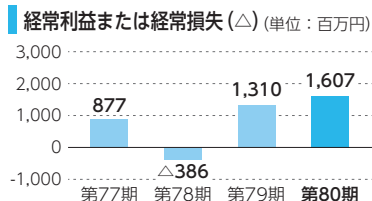
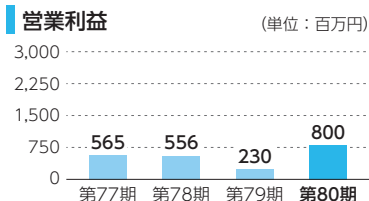
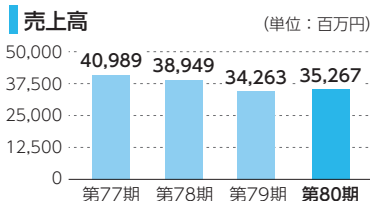
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
 2. 第77期の親会社株主に帰属する当期純利益は、中国の環境規制強化による化学品の供給量減少等の影響で原材料価格が上昇したこと等により減益となっております。
 3. 第78期の親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失8億31百万円を計上したことにより減益となっております。
 4. 第79期の親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益5億36百万円、持分法適用関連会社である杭華油墨股份有限公司の第三者割当増資に伴う持分変動利益2億95百万円の計上等により増益となっております。
 5. 第80期の親会社株主に帰属する当期純利益は、高付加価値製品の販売が堅調に推移したこと、為替差益6億64百万円、固定資産売却益12億95百万円の計上等により増益となっております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)	第79期 (2021年3月期)	第80期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	40,989	38,949	34,263	35,267
営業利益 (百万円)	565	556	230	800
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	877	△386	1,310	1,607
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	642	△925	935	1,727
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△) (円)	27.33	△39.37	41.29	76.63
総資産 (百万円)	52,055	53,718	51,929	51,723
純資産 (百万円)	34,123	32,170	32,349	33,416

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
2. 第77期の当期純利益は、中国の環境規制強化による化学品の供給量減少等の影響で原材料価格が上昇したこと等により減益となっております。
3. 第78期の当期純損失は、前事業年度より受取利息及び配当金が5億29百万円増加したこと、関係会社株式売却益2億39百万円を計上したものの、貸倒引当金繰入額16億26百万円、関係会社株式評価損5億10百万円を計上したことにより減益となっております。
4. 第79期の当期純利益は、受取利息及び配当金10億51百万円、補助金収入1億35百万円を計上したことにより増益となっております。
5. 第80期の当期純利益は、高付加価値製品の販売が堅調に推移したこと、経費節減に努めたことにより増益となっております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東北東華色素株式会社	40百万円	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
東華油墨国際（香港）有限公司	61百万香港ドル	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
韓国特殊インキ工業株式会社	1,132百万ウォン	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
株式会社チマニートオカ	112,968百万ルピア	72.6%	各種印刷用インキの製造販売
トオカ（タイランド）株式会社	2百万バーツ	49.0%	各種印刷用インキの製造販売
Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.	195千ユーロ	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
Van Son Holland Ink Corporation of America	0千米ドル	－% (100.0%)	各種印刷用インキの製造販売
浙江迪克東華精細化工有限公司	134百万元	100.0%	ファインケミカル製品の製造 販売
T&K TOKA U.S.A., INC.	3,200千米ドル	100.0%	各種印刷用インキの販売
Midwest Ink Co.	50千米ドル	－% (100.0%)	各種印刷用インキの製造販売

(注) ()内の数字は、間接所有持分であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

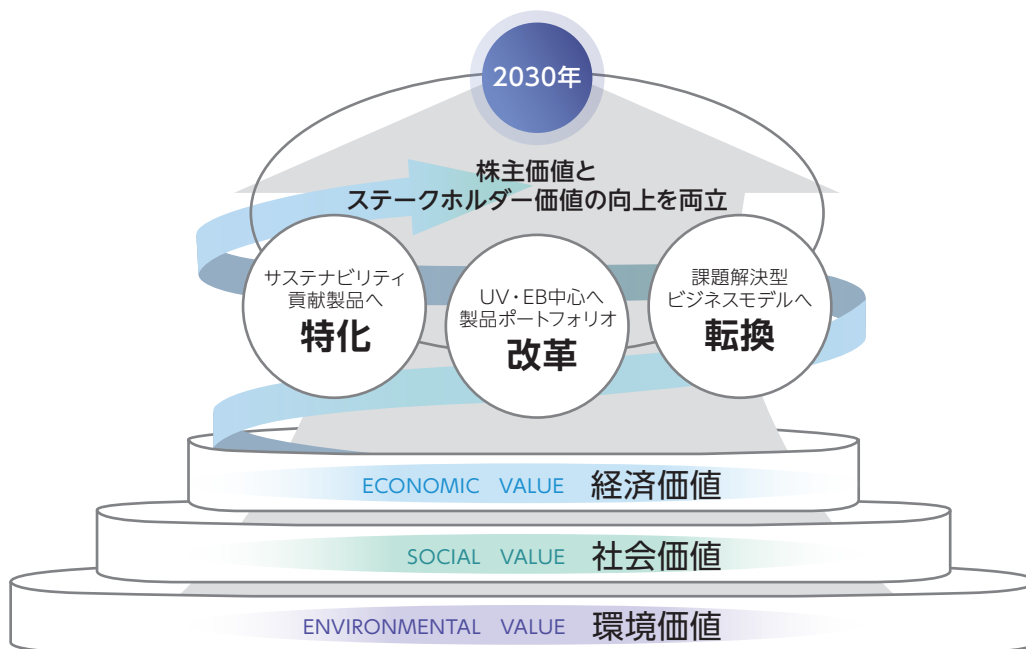
(4) 対処すべき課題

当社グループは、2030年に向けて、「経済価値の向上と環境・社会価値の向上を両立し、長期に持続する在り方を構築する」ため、事業面においては「ドメインを明確化、経営資源を適切に配分し、当社グループならではの共通価値を創造」し、その基盤として「事業の持続的成長に必要な前提・基盤として、環境・社会価値を維持増強」してまいります。

① 2030年ビジョン

◆ 個人と組織が共に成長し、社会から信頼されるグローバル企業となる

ステークホルダーとの共創を通じて、2030年度に向けた数値目標の達成を目指します。また、社会及び対面産業の構造変化を的確に捉え、製品ポートフォリオの改革を進めながらサステナブルな社会の実現に資する製品開発と課題解決型ビジネスモデルへの転換を推進し、社会と自社の持続的成長を実現します。



② 長期計画2030

当社は、環境・社会価値と経済価値の両立を目指すE S G経営を軸として、2030年に目指す姿とその実現に向けた重要課題からバックキャストし、2023年3月期を初年度とする第二期中期経営計画「With You toward 2024」を策定いたしました。

コア技術への集中と社外パートナーとの連携強化により、ソリューションビジネスへ展開

第二期中計期間 (最終年:2025年3月期)

“収益力回復と質的成長への基盤整備”
環境・社会とお客様・自社のサステナビリティに向けた取り組み

本格的な世界進出と新領域開拓に向け、既存製品強化と次世代製品開発の基盤を整える

- ・ 非注力製品群の撤退・合理化施策の遂行
- ・ 「製品+サービス」組合せ価値提供モデルの構築
- ・ 環境対応製品(省エネ・バイオマス化等)の拡充
- ・ 国内・海外(地域別)事業戦略の再構築と実施
- ・ 社外パートナーとの共同研究開発加速
- ・ 人材育成・ダイバーシティ推進施策の遂行
- ・ 株主還元強化

第三期中計期間 (最終年:2028年3月期)

“課題解決型ビジネスモデルへの転換加速”
ソリューション創出による社会への共通価値提供

大きな環境変化を取り込み、UV技術を展開したEBインキを軟包装印刷へ拡げる

- ・ 注力製品群へのリソース集中
- ・ 「製品+サービス」組合せ価値提供モデルの進化
- ・ EBインキによる軟包装印刷への進出
- ・ 環境・安全面でExcellentなUVインキの実用化
- ・ デジタルリテラシーの向上
- ・ 競争力と安全を兼備した次世代生産システムへの移行
- ・ 理念・方針のグループ内浸透と企業文化変革

第四期中計期間 (最終年:2031年3月期)

“社会への貢献の実感を伴った事業成長”
2030年ビジョンの実現とステークホルダー満足の向上

UVインキの高安全性タイプへの完全移行と、軟包装印刷のEBインキ化への転換を進める

- ・ 製品ポートフォリオ改革の追求
- ・ DXを通じた企業変革
- ・ エンゲージメント向上による組織能力向上
- ・ 2050年カーボンニュートラルに向けた取り組み

③ 中期経営計画 “With You toward 2024”

(イ) 課題認識と施策

前中期経営計画の実績を踏まえ、また東証市場再編を契機として、企業価値・株主価値向上のために、プライム市場に相応しい上場会社を目指して課題への取り組みを断行し、投資家視点を取り入れ、加速度的に下記施策を実行してまいります。

課 題

財務・資本収益性

- ・ 資本コストを下回る資本収益性
(=低ROE)
- ・ M&A戦略(既存事業とのシナジー創出)
- ・ 資本性の低い非事業用資産の削減

事業戦略

- ・ 原価率・販管費率の悪化
- ・ 有形固定資産の増加に対し、利益率は低迷(=投資が収益に繋がっていない)
- ・ 欧州のM&A戦略失敗による収益の悪化

ガバナンス体制

- ・ 企業価値向上のための最適スキルセットの再考
- ・ 企業価値向上へのインセンティブの不足
- ・ 投資・M&Aに関する監督強化

取り組み施策

- ・ 事業戦略の取り組みによる収益性の改善
- ・ バランスシートの見直し

- ・ 「量から質へ」成長方針の転換
- ・ サステナビリティ貢献製品への事業集中
- ・ 海外インキ事業拡大戦略の再構築

- ・ 取締役会構成の見直し
- ・ 業績連動・株式報酬割合、KPIの見直し
- ・ 投資委員会による投資規律の維持強化

(ロ) 適正な株価水準の達成に向けて

- ◆ ROEの向上、株主還元の強化、資本コストの逓減を実行



資本コストの逓減

海外事業活動における徹底したリスクマネジメント
最適資本構成を意識した資本政策
ESG関連情報の積極的な開示

ROEの向上

収益力の強化
資本効率性の改善

株主還元の強化

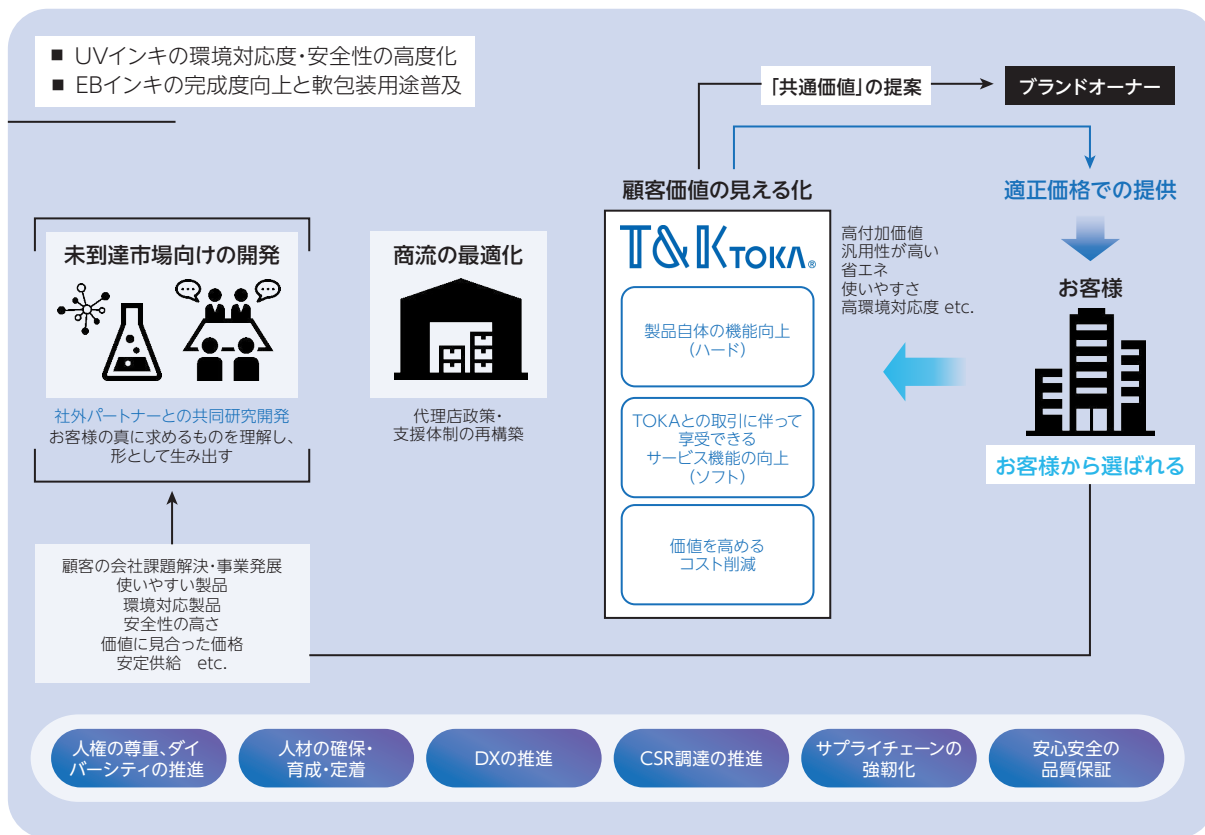
(ハ) 事業戦略

◆ 全社戦略と基本方針から重点施策を策定

重点施策

- ① お客様価値の創出・提供
 - ・お客様（需要先・代理店等）の課題解決や事業発展に寄与する製品・サービスの拡充
 - ・提供する製品とサービスを一体化、お客様価値を見える化し、価値に応じた価格で提供
- ② サステナビリティ課題への貢献
 - ・サステナビリティ貢献製品（省エネ・省資源・安全等）の拡大
 - ・事業活動における温室効果ガス排出量の削減

〈注力していく取り組みのステップイメージ〉



(二) 2023年3月期における取り組み

2023年3月期は、第二期中期経営計画「With You toward 2024」の初年度にあたり、当社グループが2030年ビジョンを達成するための重要な年度となります。

印刷インキ製品については、「軟包装分野へのE Bインキ展開に向けた基礎活動」、「ラベル、紙器分野へのUVインキ拡販に向けた製品開発及び販売促進」、「UVインキへの集中のための基盤整備」、機能性材料製品では、「中国新子会社の事業立ち上げ」、「新規開発目標の達成」、「生産キャパシティの引き上げ」を重点施策として取り組み、また「IRの質的向上」、「IT基盤整備」、「人材育成の推進」など、事業を支える基盤整備を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

印刷インキ

印刷インキ（オフセットインキ・グラビアインキ等）、印刷機及び印刷関連機材（ブランケット等）、機能性樹脂、精密分散品等の販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社：埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1
事業所：滋賀事業所（滋賀県草津市）
支店：関東北支店（埼玉県入間郡）・名古屋支店（愛知県小牧市）
大阪支店（大阪府東大阪市）・福岡支店（福岡県糟屋郡）

（注）2021年4月1日付で関東北支店を新設し、千葉支店、京滋支店を廃止いたしました。

② 子会社

東北東華色素株式会社：宮城県仙台市
株式会社チマニートオカ：インドネシア共和国西部ジャワ州ボゴール県
東華油墨国際（香港）有限公司：中華人民共和国香港
韓国特殊インキ工業株式会社：大韓民国仁川広域市
トオカ（タイランド）株式会社：タイ王国サムットプラカーン県
Royal Dutch Printing Ink Factories Van Son B.V.：オランダ王国ヒルフェルスム
Van Son Holland Ink Corporation of America：アメリカ合衆国ニューヨーク州
浙江迪克東華精細化工有限公司：中華人民共和国浙江省嘉興市
T&K TOKA U.S.A., INC.：アメリカ合衆国イリノイ州
Midwest Ink Co.：アメリカ合衆国イリノイ州

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,171名 (60名)	108名減 (2名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
669名 (43名)	44名減 (2名減)	40.3歳	16.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほフィナンシャルグループ	7,286百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	増田 至 克	経営全般、経営企画部・内部監査室・財務部・IT統括部・総務部管掌
常務取締役	吉村 彰	微分散品統括部・機能性樹脂統括部・滋賀事業所管掌
取締役	中間 和彦	インキ事業統括本部統括本部長、調達部・品質保証部管掌
取締役	栗本 隆一	インキ事業統括本部統括副本部長 東華油墨国際(香港)有限公司董事長
取締役	高見 沢 昭 裕	インキ事業統括本部海外インキ営業統括部統括部長
取締役	磯貝 厚 太	ダルトン・アドバイザー株式会社 Vice President
取締役 (監査等委員)	木田 卓 寿	池袋総合法律事務所代表弁護士
取締役 (監査等委員)	大高 健 司	
取締役 (監査等委員)	野口 郷 司	
取締役 (監査等委員)	英 公 一	損害保険契約者保護機構監事 英公認会計士事務所公認会計士 株式会社エフエム東京監査役

- (注) 1. 取締役磯貝厚太氏、木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役野口郷司氏は、金融機関において、金融業務経験をもたれており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由
当社は、監査等委員会設置会社へ移行後、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、その理由は次のとおりです。
当社は、監査等委員会設置会社として、内部監査室を中心とする内部統制システムを所管する部門及びその他の部門の協力を得て監査等を行う体制が整備されているためです。
5. 当事業年度中に就任した取締役

氏名	就任日	就任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
高見 沢 昭 裕	2021年6月18日	インキ事業統括本部海外インキ営業統括部統括部長

6. 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
北 條 実	2021年6月18日	任期満了	財務部・I T 統括部・総務部管掌

7. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の変更

氏名	地位・担当及び重要な兼職		異動年月日
	変更前	変更後	
中 間 和 彦	インキ事業統括本部統括本部長、 物流部・調達部・品質保証部管掌	インキ事業統括本部統括本部長、 調達部・品質保証部管掌	2021年4月1日
栗 本 隆 一	インキ事業統括本部統括副本部長 東華油墨国際（香港）有限公司董事長 トオカ（タイランド）株式会社取締役社長	インキ事業統括本部統括副本部長 東華油墨国際（香港）有限公司董事長	2022年2月14日
英 公 一	損害保険契約者保護機構監事 英公認会計士事務所公認会計士	損害保険契約者保護機構監事 英公認会計士事務所公認会計士 株式会社エフエム東京監査役	2021年6月28日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役磯貝厚太氏、木田卓寿氏、大高健司氏、野口郷司氏及び英公一氏と会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定により、損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は以下のとおりです。

- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の概要は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としています。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれていないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。

(4) 取締役の報酬等

【取締役の報酬等に関する基本方針】

当社の取締役の報酬は、短期の業績達成及び中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

① 個人別の報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く。)の額またはその算定方法の決定に関する方針
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、役位・役職による職責を踏まえた競争力のある報酬水準を設定することで優秀な人材を確保するため、役位によって決まる報酬テーブル、在任年数に基づき決定する月例の固定報酬としております。

② 個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、短期的な業績目標の達成に対するインセンティブ及び株主利益との連動を高めるため、譲渡制限付株式とし、連結当期純利益の目標値に対する達成可否に応じて、年額750万円を上限に役位に応じて定時株主総会終了後2ヶ月以内に支給いたします。

目標となる値は、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとしております。なお、業績連動報酬に係る業績指標は、恒常的な事業の業績を測る利益指標である親会社株主に帰属する当期純利益とし、2022年3月期の指標の数値は4億円以上としております。

譲渡制限付株式の内容の概要は以下のとおりです。また、当該事業年度における交付状況は、「第80回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」2ページに記載のとおりです。

割り当てる株式の種類及び割当の方法	当社普通株式について発行または処分する。
割り当てる株式の総数	年60,000株以内とする。
払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定する。
譲渡制限期間	払込期日から3年間とする。
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間中継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、譲渡制限期間満了前に任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、制限を解除する。
当社による無償取得	譲渡制限の解除条件により解除されなかった割当株式については、当該解除時点後、当社が無償で取得するものとする。

- ③ 個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
 非金銭報酬等は、中長期的な業績と企業価値の向上に対するインセンティブ及び株主利益との連動を高めるため、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）とし、年額75百万円を上限に役位に応じて、定時株主総会終了後1ヶ月以内に付与するものとしております。

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容の概要は以下のとおりです。なお、当該事業年度における交付状況は、「第80回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」2ページに記載のとおりです。

新株予約権の数の上限	300個を各事業年度毎に係る株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。
新株予約権の目的である株式の種類及び数	新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は、200株とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際してする金銭の払込み、または金銭以外の財産の給付を要しないものとする。
新株予約権の行使の条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って、新株予約権を行使できるものとする。

- ④ 報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬割合については、基本方針に沿って、基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等（株式関連報酬）を設定し、役位及び執行状況に応じて業績連動報酬の割合をより高める設定としております。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容及び方針についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容及び方針については、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議しております。報酬委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決議しております。

報酬等の内容については、報酬委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討が行われた答申を踏まえ決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	153 (3)	129 (3)	8 (-)	15 (-)	7 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	25 (25)	25 (25)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外取締役)	178 (28)	154 (28)	8 (-)	15 (-)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、年額300百万円以内(内、社外取締役年額30百万円以内)と決議いただいております。ただし、この限度額に使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は7名(内、社外取締役2名)となります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名となります。
4. 上記報酬額とは別枠で、取締役(監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。)に対し、2017年6月22日開催の第75回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬を年額75百万円を上限として、2021年6月18日開催の第79回定時株主総会において株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を年額75百万円を上限として、それぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役(監査等委員であるもの及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。)の員数は、それぞれ5名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役磯貝厚太氏は、当社株主であるダルトン・インベストメンツLLCの子会社であるダルトン・アドバイザーズ株式会社に勤務しております。なお、当社とダルトン・アドバイザーズ株式会社との間にはその他の特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	社外取締役の活動状況	取締役会／ 監査等委員会 出席状況
取締役 磯貝厚太	株主としての観点から、政策保有株式の縮減や金庫株の消却、自己株式の購入に関する提言等、適宜企業価値向上に資する発言・助言を行っており、取締役会での議論の活性化に貢献しております。	取締役会 16回／16回
取締役（監査等委員） 木田卓寿	主に弁護士としての専門的見地及び経営から独立した視点から、適宜必要な発言・助言を行っており、取締役会での議論の活性化に貢献しております。また、取締役の指名決定プロセスにおいて、指名委員会の委員として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 16回／16回 監査等委員会 14回／15回
取締役（監査等委員） 大高健司	国際的な大企業のグループ会社経営者としての経験と高い見識によるグローバルな視点から当社経営全体を俯瞰し、適宜必要な発言・助言を行っており、取締役会の議論の活性化に貢献しております。また、取締役の報酬決定プロセスにおいて、報酬委員会の委員として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 16回／16回 監査等委員会 15回／15回
取締役（監査等委員） 野口郷司	金融人及び企業経営者としての経験と豊富な知識により当社の経営全体を俯瞰し、適宜必要な発言・助言を行っており、取締役会の議論の活性化に貢献しております。また、取締役の指名決定プロセスにおいて、指名委員会の委員長として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 16回／16回 監査等委員会 15回／15回
取締役（監査等委員） 英公一	公認会計士として企業会計等に関する専門的知識と豊富な経験から、適宜必要な発言・助言を行っており、取締役会での議論の活性化に貢献しております。また、取締役の報酬決定プロセスにおいて、報酬委員会の委員長として、開催された全ての委員会に出席しております。	取締役会 16回／16回 監査等委員会 15回／15回

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	31,341	流動負債	18,433
現金及び預金	9,111	支払手形及び買掛金	7,195
受取手形及び売掛金	12,326	電子記録債務	3,347
電子記録債権	2,022	短期借入金	4,339
商品及び製品	4,894	1年内返済予定の長期借入金	811
仕掛品	433	1年内社債予定の社債	10
原材料及び貯蔵品	2,628	リース債務	283
その他	406	未払法人税等	572
貸倒引当金	△481	未払金	736
		賞与引当金	644
		役員賞与引当金	11
		事業整理損失引当金	36
		その他	442
固定資産	38,965	固定負債	3,577
有形固定資産	24,443	社債	40
建物及び構築物	24,867	長期借入金	2,249
機械装置及び運搬具	22,672	リース債務	516
工具、器具及び備品	3,645	役員退職慰労引当金	32
土地	7,740	株主優待引当金	16
リース資産	1,149	退職給付に係る負債	255
建設仮勘定	1,392	資産除去債務	34
減価償却累計額	△37,024	繰延税金負債	328
		その他	103
無形固定資産	460	負債合計	22,010
投資その他の資産	14,060	[純資産の部]	
投資有価証券	11,852	株主資本	46,778
退職給付に係る資産	1,476	資本金	2,098
繰延税金資産	61	資本剰余金	2,091
その他	679	利益剰余金	42,629
貸倒引当金	△10	自己株式	△41
資産合計	70,306	その他の包括利益累計額	1,057
		その他有価証券評価差額金	584
		為替換算調整勘定	△221
		退職給付に係る調整累計額	694
		新株予約権	155
		非支配株主持分	304
		純資産合計	48,296
		負債純資産合計	70,306

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		44,456
売上原価		36,063
売上総利益		8,393
販売費及び一般管理費		8,164
営業利益		228
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	54	
為替差益	664	
持分法による投資利益	738	
補助金収入	144	
その他	175	1,822
営業外費用		
支払利息	39	
支払手数料	5	
減価償却費	9	
その他	3	58
経常利益		1,992
特別利益		
固定資産売却益	1,295	
投資有価証券売却益	7	1,302
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	16	
減損損失	3	
事業整理損	206	229
税金等調整前当期純利益		3,064
法人税、住民税及び事業税	783	
法人税等調整額	△318	465
当期純利益		2,599
非支配株主に帰属する当期純損失		51
親会社株主に帰属する当期純利益		2,651

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	19,784	流動負債	15,441
現金及び預金	2,312	買掛金	5,859
受取手形	1,282	電子記録債務	3,347
売掛金	9,020	短期借入金	3,200
電子記録債権	1,935	1年内返済予定の長期借入金	811
商品及び製品	3,185	リース債務	278
仕掛品	268	未払金	657
原材料及び貯蔵品	1,530	未払費用	134
前払費用	60	未払法人税等	369
1年内回収予定の長期貸付金	93	前受金	50
その他	127	預り金	69
貸倒引当金	△31	賞与引当金	636
固定資産	31,938	その他	27
有形固定資産	17,753	固定負債	2,864
建物	8,505	長期借入金	2,249
構築物	295	リース債務	510
機械及び装置	2,080	株主優待引当金	16
車両運搬具	8	資産除去債務	34
工具、器具及び備品	246	その他	52
土地	6,035		
リース資産	523	負債合計	18,306
建設仮勘定	57		
無形固定資産	271	[純資産の部]	
特許権	14	株主資本	32,679
ソフトウェア	52	資本金	2,098
リース資産	198	資本剰余金	2,091
その他	5	資本準備金	2,091
投資その他の資産	13,914	利益剰余金	28,530
投資有価証券	2,398	利益準備金	137
関係会社株式	3,830	その他利益剰余金	28,392
出資金	25	研究開発積立金	11,287
関係会社出資金	2,180	固定資産圧縮積立金	727
関係会社長期貸付金	4,549	別途積立金	10,000
破産更生債権等	2,041	繰越利益剰余金	6,378
長期前払費用	122	自己株式	△41
前払年金費用	427	評価・換算差額等	581
繰延税金資産	710	その他有価証券評価差額金	581
その他	236	新株予約権	155
貸倒引当金	△2,608	純資産合計	33,416
資産合計	51,723	負債純資産合計	51,723

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		35,267
売上原価		28,928
売上総利益		6,338
販売費及び一般管理費		5,537
営業利益		800
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	540	
受取賃貸料	35	
為替差益	645	
技術援助料	33	
補助金収入	19	
その他	135	1,409
営業外費用		
支払利息	16	
貸倒引当金繰入額	568	
支払手数料	5	
減価償却費	9	
その他	2	602
経常利益		1,607
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	7	7
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	9	12
税引前当期純利益		1,601
法人税、住民税及び事業税	468	
法人税等調整額	△593	△125
当期純利益		1,727

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社T & K TOKA
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原山精一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T & K TOKAの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T & K TOKA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社T & K TOKA
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T & K TOKAの2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社T & K TOKA 監査等委員会

監査等委員	木	田	卓	寿	Ⓢ
監査等委員	大	高	健	司	Ⓢ
監査等委員	野	口	郷	司	Ⓢ
監査等委員	英		公	一	Ⓢ

(注) 1. 監査等委員 木田卓寿、大高健司、野口郷司及び英公一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 ホテルメトロポリタン 4階 「桜」の間

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 TEL 03-3980-1111 (代表)



交通 ○地下鉄丸ノ内線、有楽町線、副都心線、西武池袋線、東武東上線、JR線
池袋駅 徒歩5分